平成３０年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9

府省庁名　スポーツ庁

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（ 地方たばこ税）
要望項目名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方たばこ税 ・特例措置の内容 「たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的」とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(以下「FCTC条約」という。)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること、上記条約上たばこ対策が重要な公衆衛生施策として位置づけられていること、締結国が「たばこ規制に関する公共の健康のための政策」を講じることが予定されていること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてたばこフリー環境を目指す必要があること、さらにスポーツを通じた健康増進を図るにあたり、たばこの消費抑制がその基盤となること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
関係条文	地方税法第74条の４、第74条の５、第467条及び第468条、附則第12条の２及び第30条の２ FCTC条約第６条
減収見込額	［初年度］　－　（－）　［平年度］　－　（－） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 たばこ税の税率を引き上げること等によって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。 （２）施策の必要性 ○　喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。 ・　男性喫煙者の肺がんによる死亡率は男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い ・　慢性閉塞性肺疾患(COPD)による死亡原因の約5割が喫煙 ○　平成17年２月に発効したFCTC条約において、たばこの消費及び受動喫煙は死亡、疾病及び障害を引き起こすリスクが高まることが科学的証拠により明白に証明されていること、価格や課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させる効果的かつ重要な手段であること等が規定されている。一方、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格は低い状況にある。 ○　平成27年７月に世界保健機関（以下「WHO」という。）が発表したたばこに関する報告書「The Global Tobacco Epidemic 2015」において、喫煙に起因する病気による死亡者が全世界に年間約600万人いるとし、その上で、たばこの消費量を減らし、かつ税収を上げるために、たばこ税を少なくとも販売価格の75%以上とすることが望ましいこととされた。 ○　平成27年10月に新たに設置されたスポーツ庁においては、「スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現」を最大の使命としているが、たばこの消費抑制はその基盤となること。 ○　国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）とWHOはたばこのないオリンピックを推進することに合意（平成27年７月21日）しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、また、スモークフリーな日本を目指す観点からもたばこ税の税率引上げは有効である。 ○　また、「健康日本21（第２次）（平成24年７月厚生労働省告示)」においては、平成34年度までに未成年者の喫煙率を０%にすることとしており、未成年者の喫煙率抑制は重要な課題であるが、たばこ増税を通じたたばこの消費抑制は重要な手段であると考える。

本要望に対応する縮減案	ー

ページ	9―2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○【文部科学省政策評価基本計画】（平成25～29年度） 文部科学省の政策として、「政策目標１１　スポーツの振興」は政策評価の対象とされているところである。 ○【スポーツ基本法（平成23年法律第78号）】 第２条に「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定されているところである。 ○【スポーツ基本計画】 平成27年10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としているところである。
	政策の達成目標	たばこの消費の抑制による、国民の健康の増進等
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	―
	同上の期間中の達成目標	―
	政策目標の達成状況	―
有効性	要望の措置の適用見込み	―
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	例えば、平成22年10月の増税（70円／箱）では、たばこの代金が37%上昇し、販売数量は約11%減少、成人喫煙率は約17%減少（平成21年23.4%→平成22年19.5%）という効果がみられた。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	―
	予算上の措置等の要求内容及び金額	―
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
	要望の措置の妥当性	○たばこの課税に関する措置は、日本も受諾しているFCTC条約においても提唱されており、過去にもたばこ税の税率を引き上げることによって消費量が減少したことから効果がある。 ○日本におけるたばこの税率や販売価格は、諸外国と比較して低い。 ○増税することで喫煙率が下がる一方、たばこ税の税収及び売上げ高は安定的に推移している。

税負担軽減措置等の適用実績	―
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	―
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	―
前回要望時の達成目標	―
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	―
これまでの要望経緯	○平成 28 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し ○平成 29 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、以下を要望。 たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ